

## 厚木市介護職員等人材確保及び育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で事業所が、高齢者並びに障害者及び障害児に継続した質の高いサービスを提供するため、介護職等の人材の確保及び事業所に勤務する職員（以下「介護職員等」という。）の育成に要した経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定事業所（児童福祉法に基づくものにあつては、障害児通所支援事業所に限る。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業所を設置している法人等とする。

- (1) 市内に所在する事業所であること。
- (2) 介護保険法、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づくサービスを適切に提供し、若しくは運営していること。
- (3) 介護職員等の研修等に係る経費の全部又は一部を事業所が負担するとともに、費用を負担し、及び研修等を受講したことを証明する書類等が整備されていること。
- (4) 第5条第1項各号に規定する申請期限において、介護保険法、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づくサービスの提供を休止し、若しくは事業所を廃止していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める経費（以下「補助対象経費」という。）にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。

- (1) 介護職員等の人材確保に係る事由 求人広告、求人情報紙等への掲載に要した経費（介護職員等の採用に伴い生じる紹介料、成功報酬等を除く。）
- (2) 介護職員等の育成に係る事由 次に掲げる経費
  - ア 次に掲げる研修に介護職員等が参加するために事業所が負担した受講料、受験料及びテキスト代。ただし、(イ)にあつては、当該資格を取得し、又は更新した介護職員等に係るものに限る。
    - (ア) 法令等で定められた研修
    - (イ) 資格の取得及び現に有する資格の更新のための研修

イ 事業所が主催した研修に招いた外部講師の講師料

ウ その他介護職員等又は事業所の資質の向上に資すると認められる研修に係る経費

- 2 前項に規定する補助金の限度額は、次のとおりとする。ただし、介護職員等の育成に係る経費のうち、障害者総合支援法に基づくサービスについては指定障害福祉サービス、移動支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス、福祉ホーム及び日中一時支援に、児童福祉法に基づくサービスについては障害児通所支援に限るものとする。

区分	補助限度額	
介護職員等の人材確保に係る経費（前項第1号関係）	30万円	
介護職員等の育成に係る経費（前項第2号アからウまで関係）	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、障害者支援施設	20万円
	上記4施設以外のサービス	15万円

- 3 この要綱以外の要綱その他の規程による介護職員等の人材確保又は育成を対象とした類似の補助制度の補助を受ける場合は、当該補助額を補助対象経費から控除するものとする。

（交付申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする法人等の代表者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が厚木市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときにあっては、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに、交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の4月1日から7月31日までに行われた介護職員等の人材確保に係る事由又は育成に係る事由（費用の支払及び研修報告等が完了した研修に限る。以下この項において同じ。）による申請 当該年度の8月31日
- (2) 当該年度の8月1日から11月30日までに行われた介護職員等の人材確保に係る事由又は育成に係る事由による申請 当該年度の12月28日
- (3) 当該年度の12月1日から3月31日までに行われた介護職員等の人材確保に係る事由又は育成に係る事由による申請 当該年度の3月31日

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金額一覧表
- (2) 事業所が費用負担したことを証明する書類の写し
- (3) 介護職員等の人材確保に係る事由による申請にあっては、次に掲げる書類
  - ア 求人内容等が分かる介護職員等の求人広告、求人情報紙等の写し
  - イ 掲載日（掲載期間があるもの）にあっては、掲載期間）が分かる書類
- (4) 介護職員等の育成に係る事由による申請にあっては、次に掲げる書類

ア サービス別研修一覧表（研修に係るものに限る。）

イ 資格の取得若しくは研修のパンフレット又は企画書の写し（金額が記載されているものに限る。）

ウ 資格を取得したこと又は研修に参加したことが確認できる書類（証明書又は参加報告書等をいう。）の写し

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、市長が指定する日までに請求書を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、規則第12条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定額取消通知書により、申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。